

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

業者名	住所	備考
五洋建設株式会社	東京都文京区後楽2-2-8	

2. 指名停止措置期間 令和 5年1月30日 ~ 令和 5年2月28日 (1箇月)

3. 指名停止措置の適用範囲 笠間市が発注する建設工事等

4. 事実概要

五洋建設(株)の使用人は、「新名神高速道路大津ジャンクション東工事」に関し、作業員が令和3年7月9日に高所作業車から転落し負傷したることについて、所轄の大津労働基準監督署長に遅滞なく報告すべきところ、令和3年8月19日に至るまで報告しなかったとして、労働安全衛生法違反により、令和4年12月22日付けで大津簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。

5. 指名停止理由

「笠間市建設工事請負業者指名停止等規程」第2条第1項、別表第2第9号に該当する。

<笠間市建設工事請負業者指名停止等規程 別表第2>

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 9 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、市工事等に相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内

問い合わせ先

笠間市役所総務部財政課契約検査室

笠間市中央3-2-1

電話 0296-77-1101(内線219、220)